

職員の交通事故及び交通違反に係る処分基準

昭和 42 年 7 月 20 日施行
平成 18 年 9 月 28 日最終改正

1 処分基準は、原則として次のとおりとする。

違反の内容	加害の区分		事故を伴う場合				交通法令違反	備考
			人的被害			物的損害		
	死亡	重傷	軽傷					
交通事故措置義務違反 (ひき逃げ、あて逃げ) 飲酒運転 無免許運転						懲戒免職 停職 減給	1 ただし、酒酔い運転は、停職以上の処分とする。	
上記違反の教唆又は幫助						懲戒免職 停職 減給	運転者が起こした事故又は違反の区分に応じて適用する。	
速度違反 (超過 30 km以上)						懲戒免職 停職 減給 訓告	2 ただし、初回の場合は、原則として訓告とする。	
その他違反	相手方過失					懲戒免職 停職 減給	3 初回不問 3 ただし、再犯は口頭訓告とし、回を重ねるごとに加重する。	
	無					戒告 訓告 口頭訓告		
	相手方過失 有					訓告 口頭訓告		
公務中の場合	損害賠償を県費で補填しなければならない事案については、減給以上の処分とする。							
不可抗力の場合	情状酌量する。(正常運転、事後措置適切)							

(注)

「重傷」とは、全治 1 ヶ月以上の治療を要すると診断された傷害をいう。

「軽傷」とは、全治 1 ヶ月未満の治療を要すると診断された傷害をいう。

「物的損害」とは、家屋その他他人の所有物、公共施設等に与えた損害をいう。

「交通事故措置義務違反(ひき逃げ、あて逃げ)」とは、道路交通法第 7 2 条第 1 項前段の規定に違反することをいう。

「飲酒運転」とは、道路交通法第 6 5 条(酒気帯び運転等の禁止)の規定に違反して、酒に酔った状態で運転すること(「酒酔い運転」という。)及び同法施行令第 4 4 条の 3 に定める程度以上に身体にアルコールを保有する状態で運転すること(「酒気帯び運転」という。)をいう。

「その他違反」とは、交通事故措置義務違反(ひき逃げ、あて逃げ等)無免許運転、飲酒運転及び速度違反(超過 30 km以上)以外の違反をいう。

「再犯」とは、1 年以内に再度法令違反等を起こした場合をいう。

2 処分は、次の事項を勘案して決定する。

- (1) 事故発生の原因及び状況
- (2) 刑事処分の状況
- (3) 公安委員会の行政処分の状況
- (4) 県に与えた損害の状況
- (5) 違反の種類及び重複累加
- (6) 相手方の過失の有無及び程度
- (7) 被害者に対する措置状況
- (8) 報告の怠慢又は故意の隠ぺい
- (9) 当該職員が管理職である場合